

平成28年度 決算状況											人 口 増 減 率 -0.6%	27年国調 人口 22年国調 増減率 -0.6%	38,456人 38,706人	区分		住民基本台帳人口		うち日本人		産 業 構 造			都道府県名		団体名		市町村類型		V-2					
													29. 1. 1	28. 1. 1	38,243人	37,639人	37,667人	0.1%	-0.1%	27年国調	22年国調	11	3247	埼玉県	三芳町	地方交付税種地	2-8							
歳入の状況 (単位：千円・%)																		第1次	607	638														
区分													27年国調	22年国調				第2次	3.7	3.7														
決算額													構成比	経常一般財源等	構成比				第3次	4,202	4,640													
地方													7,738,442	53.9	7,434,172	88.9																		
地方													83,316	0.6	83,316	1.0																		
利子													4,972	0.0	4,972	0.1																		
配当													20,678	0.1	20,678	0.2																		
株式													12,583	0.1	12,583	0.2																		
地方													713,741	5.0	713,741	8.5																		
ゴルフ													-	-	-	-																		
特別													26,320	0.2	26,320	0.3																		
自動車													-	-	-	-																		
軽油													27,855	0.2	27,855	0.3																		
地方													36,115	0.3	-	-																		
内													-	-	-	-																		
内													36,115	0.3	-	-																		
内													-	-	-	-																		
内													8,664,022	60.4	8,323,637	99.6																		
内													5,750	0.0	5,750	0.1																		
内													22,404	0.2	-	-																		
内													167,209	1.2	20,514	0.2																		
内													15,804	0.1	-	-																		
内													1,272,692	8.9	-	-																		
内													669,440	4.7	-	-																		
内													24,963	0.2	4,590	0.1																		
内													135,442	0.9	-	-																		
内													583,654	4.1	-	-																		
内													810,268	5.6	-	-																		
内													197,964	1.4	3,690	0.0																		
内													1,776,500	12.4	-	-																		
内													-	-	-	-																		
内													14,346,112	100.0	8,358,181	100.0																		

(注) 1. 普通建設事業費の補助事業費には受託事業費のうちの補助事業費を含み、単独事業費には同級他団体施行事業費負担金及び受託事業費のうちの単独事業費を含む。  
2. 東京都特別区における基準財政収入額及び基準財政需要額は、特別区財政調整交付金の算出に要した値であり、財政力指数は、前記の基準財政需要額及び基準財政収入額により算出。  
3. 産業構造の比率は分母を就業人口総数とし、分類不能の産業を除いて算出。  
4. 住民基本台帳人口については、住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、平成25年度以降、調査年度の1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口を記載。  
5. 面積については、調査年度の10月1日現在の市区町村、都道府県、全国の状況をとりまとめた「全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院)による。  
6. 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合、「給料月額(百円)」及び「一人当たり平均給料月額(百円)」を「アスタリスク(\*)」としている。(その他、数値のない欄については、すべてハイフン(-)としている。)